

別紙添付⑥

2012年1月23日

株式会社三井住友銀行
不動産ファイナンス営業部
上席推進役
吉岡 史人 様
(Eメール及び書留郵便送付)

〒541-0041 大阪市中央区北浜3丁目1番22号
あいおい損保淀屋橋ビル10階
大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄



拝啓 貴社益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。突然本書を差し上げ恐縮に存じます。貴方が謝罪の為来社されてから（2007年9月5日頃）4年半の歳月が過ぎました。

少し古い事であり、思い出して頂くために簡単に申上げます。当社ホームページで既にご承知のごとく、三菱地所が最終的には良識ある解決をされると信じておりましたが、見通し違いであったようです。

吉岡様が当社へ来社された後2009年春頃迄は、当社は三菱地所を100%信頼し、貴方が当社に当時の大和証券SMBCを通じて送付された2007年8月3日付書面は、その数日前に同じく大和証券SMBCを通じてEメールで御行も含め全関係者が承認した定期借地権設定契約書（2007年7月31日付）の内容を根底より覆す背信行為として当社は立腹していた事はご承知でした。

上記御行の取った背信行為？から1ヶ月も経った後、同年9月5日頃に、事務的ミスがあったとして、その謝罪の為貴方が、天満橋支店田中法人部長同伴で当社に来社されました。しかし、当時当社は三菱地所を100%信頼しており、又当社が同年8月8日頃御行の背信行為について強烈に抗議したEメールをCCでお送りしたにもかかわらず、1ヶ月も経過後事務的ミスで謝罪と言う当社を馬鹿にした失礼な態度に一層感情を悪化させ、実のある会話をせず貴方にご退社頂きました。貴方はポケットに録音機を持っておられたようでしたから、上記当時の状況についてはご確認下さい。

翌日、貴方は天満橋支店田中法人部長を単独で当社に派遣され、田中部長は前日と同じような蒸し返しの話をされました。話が貴方達の都合の良い方向に行かなくなると、田中部長は、大洋さんには今後取引先は紹介出来ないと言う、当社に対する脅しともとれる暴言を吐いて帰られました。その後田中法人部長

は一切当社に接触がありません。

それより先、同年（2007年）6月、田中法人部長は東京（貴方）よりの指示として、6月16日土曜日丸の内のホテルにて、6月24日日曜日には当社にて私と会談がありました。概内容は、三菱地所は本プロジェクトを始める時にTMKの保証をすると言っておきながら最近になって保証は出来ないと言った為、TMKのローンは担保がないから、建物が完成する迄、当社がTMKより受取る保証金20億円を当社より御行に担保に入れてほしいと言う要望でした。

既にその時点では三菱地所との間に締結していた基本合意書（本書は既に当時貴行は調印前に承認されたと三菱地所より報告を受けていました）にも一切20億円を別途工事完成迄担保提供する合意はなく、田中法人部長と1時間30分程度に亘る協議の結果、この保証金20億円は正式担保に入れないが田中法人部長の目の届く処に置いておき、利回りの良い運用方法を考えて頂くこととして、田中法人部長は、解りました、この案で私は本店担当者にタンカを切って来て進めるように説得します、と言うような約束をして帰られました。

その後何の連絡もなく、本件で当社がTMKのローンについて御行と話した事はありませんでした。無数の交渉については、貴方又は代理の方が三菱地所と頻繁に交渉され、2007年7月25日前後より急に大和証券SMBCの担当佐伯氏とEメールにて7月31日定期借地権設定契約締結調印のためには決定しておかなければならぬレンダーの御行や三菱地所並びに地主の当社よりこの契約書案にはコメントはないと言う同意を大和証券SMBCはEメールで関係者より集めました。当社はこの御行らのEメールを信用し、同年8月3日午後2時より三菱地所で定期借地権設定契約書に調印しました。

調印30分後に、貴方は大和証券SMBCを使って驚愕すべき新ローン条件を提示され、背信行為？（当社は当時詐欺行為と思っていた）の行動を取られました。当社は御行が三菱地所をだましたと勘違いし、三菱地所への紹介責任（土地の紹介）を感じ、その穴埋めに三菱地所のTMKに異例の協力支援を行いました。

その後長い間三菱地所と、一時は問題は沈静化したり又爆発したりしていましたが、2009年3月頃より深刻化してきました。それ迄私は当社の経験の浅い者にはほとんど日常業務を任せていきましたので、時間の合間を縫って私自身で長時間を掛けて調べ始めました。調べれば調べる程、不可解な事柄が次々と発見され、真相究明のため1昨年（2010年）7月、本件で貴行が指定されたアレンジャーの大和証券SMBC担当者らに当社にご足労頂き真相を調べた処、驚愕すべき事実を彼らはしぶしぶ説明しました。

大和証券SMBCの当社での説明は、貴方達が送られた2007年8月3日の新ローン条件は、早い時期より御行、大和証券SMBC、三菱地所の三社が何回も協

議し、地主の大洋リアルエステートは概ね了解していると三菱地所から説明があり、それを信じて 2007 年 7 月 20 日以降同月末迄の定期借地権設定契約書の内容（ローン共）にコメントなしとして同意した。処が（2007 年）8 月 8 日に地主の大洋より全く予想もしなかった強烈な反論を受取り驚いたと当社で説明されました。御行も三菱地所担当者達にだまされて 2007 年 7 月末頃の E メールによる同意（コメントなし）の書面を当社に送付されていた事が判明しました。

上記 2007 年 8 月 8 日の書面送付から 1 ヶ月もして、吉岡様は当時の天満橋法人部長同行の上、8 月 3 日に御行より大和証券 SMBC を通じて送った覚書は三井住友銀行のミスであったと当社に謝罪に来られました。多分三井住友銀行の責任にする事で三菱地所より説得されて来社されたと現在では推測しています。

最近当社は同封書面①の通り旧大和証券 SMBC に再面談要請書を送りました。処が、同封書面②のごとく大和証券 SMBC は既に当社で説明したと面談を断つて来ました。

上記理由で、当時本件ノンリコースローンの中心的立場におられた貴方に教えて頂きたき事が少しあり、来る 2 月 9 日午後又は 2 月 10 日午前中に御社にお伺いしたく、日時をご指定賜りたく存じます。当方のスケジュールの都合もあり、来る 2 月 3 日までにご回答賜りたくお願い申し上げます。

敬具

cc: 三井住友銀行ご関係者
大和証券キャピタルマーケッツご関係者

同封書面①

Masao Horiuchi

差出人: "Masao Horiuchi" <mhoruchi@augustare.com>
宛先: "大和証券CM佐伯様" <kenta.saeki@jp.daiwacm.com>
CC: <takashi.hibino@jp.daiwacm.com>; <satomi.miyazawa@jp.daiwacm.com>;
<yohei.ohara@jp.daiwacm.com>; <kkato@chenkato.com>; "大洋リアルエステート株式会社"
<info@taiyo-estate.co.jp>
送信日時: 2012年1月8日 15:28
件名: 来る2月9日又は10日ご面談要請の件

2012年1月8日

(Eメールと書留で送付)

大和証券キャピタルマーケッツ
佐伯 健太 様

あけましておめでとうございます。

三菱地所事件は、いよいよ最終段階に來ました。

2010年7月佐伯様他貴社の方々に当社にお越し頂いてから、
その後も真実が多数判明しつつあります。

貴社やレンダー(三井住友銀行)も、考え方によつては、本三菱地所事件の
被害者との見方も出来なくはありません。

よつて、貴社らへのご迷惑が最小で済むよう、事前にもう少し伺つておきたい事が
あり、2月10日午前9時より午後2時頃迄に1時間ほどお時間を頂きたく存じます。
もし上記時間のご都合が悪ければ、前日の2月9日午後何時でも結構です。
当社よりは、私と監査役黒田の二人が貴社にお伺いする予定です。

尚、恐縮ながら、当方のスケジュールの都合上、今週中(1月13日迄)に
ご都合がつく日時をご返信賜れば幸甚に存じます。

宜しくお願ひ申し上げます。

大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長 堀内 正雄

cc: Chen, Kato & Partners Pte Ltd
大洋リアルエステート株式会社

Masao Horiuchi

同封書面②

差出人: "kenta saeki" <kenta.saeki@jp.daiwacm.com>
宛先: "Masao Horiuchi" <mhoriuchi@augustare.com>
送信日時: 2012年1月13日 15:52
件名: Re: 来る2月9日又は10日ご面談要請の件

大洋リアルエステート株式会社
堀内様

平素より大変お世話になっております。

この度、貴社より御堂筋共同ビル開発特定目的会社案件に関して面談要請をいただきましたが、ご存知のように弊社は、資産流動化計画に基づく優先出資の私募取扱いを行う金融商品取引業者として招聘され、特定目的会社組成のためのドキュメンテーションを中心に本件に関与したものでございます。
弊社の本件への関与は限定的なものであり、把握しております事情は、前回の面談時にお伝えしたとおりでございますので、今般、弊社にご足労いただくことは大変心苦しく感じております。

また、本件につきましては、関係者間で既に民事調停や破産手続きといった法的手続きが行われている最中であるとの認識でございます。
そのような中、貴社と非公式に面談することは、関係者の方々に誤解を生ぜしめ、ひいては貴社にご迷惑をおかけする危惧も無しとはしないものです。

以上の次第により、弊社といたしましては、今回の面談をご容赦いただきたく存じます。
貴社におかれましては、弊社の立場をご高察の上、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
佐伯

2012年1月24日

株式会社三井住友銀行
頭取兼最高執行役員
國部 豪 様

〒541-0041 大阪市中央区北浜3丁目1番22号

あいおい損保淀屋橋ビル10階

大洋リアルエステート株式会社

代表取締役社長

堀内 正雄



拝啓 貴社益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。突然本書面をご送付申し上げ恐縮に存じます。

早速でございますが、同封御行吉岡史人様（肩書、部署は2007年7月当時）にご送付申し上げております。

三菱地所によって引き起こされた本事件は、2009年春頃より円満解決に向けて努力して参りました。処が、残念ながら状況は益々悪化し、最終段階に至りました。本件が発生した2007年8月初め頃は御行に対し当社は強い怒りを持っていましたが、一昨年、旧大和証券SMBC担当者による当社での説明で、概ね真実が判明し、当方の認識に大分相違があった事が判ってきました。

御行も三菱地所による本件の犠牲者かも知れません。当社は三井住友銀行の本件中心的ご担当であった吉岡史人様に、もう少し状況をお伺いしたく存じますので、吉岡様への面談要請に対し吉岡様の知る限りお答え頂くようご指示賜りたく深くお願ひ申し上げます。

敬具

平成24年2月1日

大阪府大阪市中央区北浜3丁目1番22号
あいおい損保淀屋橋ビル10階
大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄 様

東京都千代田区大手町1丁目2番3号
株式会社三井住友銀行
不動産ファイナンス営業部長
吉岡 靖二



拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、貴殿より弊部 吉岡史人宛に平成24年1月23日付けの書面を、弊行頭取兼最高執行役員 國部毅宛に平成24年1月24日付けの書面を頂戴いたしました。

貴殿は、両書面において、貴社の保有する土地の開発事業（以下「本件開発事業」といいます。）に関連して、弊部副部長 吉岡史人との面談をご要望されております。

弊行は、本件開発事業につきましては、平成19年4月より、ご融資を検討させていただきましたが、条件面で折り合いがつかず、平成19年9月に貴社よりお断り頂き、それ以降、弊行は本件開発事業に関与しておりません。

また、本件開発事業につきましては、三菱地所株式会社様他関係者間で民事調停等の法的手続が行われているとお伺いしておりますところ、そのような状況下、一方の当事者である貴殿と面談することは適切ではないと考えております。

つきましては、貴殿との面談についてはお断り申し上げます。何とぞご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

2012年2月7日

株式会社三井住友銀行
不動産ファイナンス営業部
副部長
吉岡 史人 様
(Eメール及び書留郵便送付)

〒541-0041 大阪市中央区北浜3丁目1番22号
あいおい損保淀屋橋ビル10階
大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄



拝復 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

添付 2012年(平成24年)2月1日付文書を、貴殿の上司である御行不動産ファイナンス営業部長吉岡靖二様より拝受致しました。吉岡部長様の文書によりますと、当社よりの貴殿への2月9日又は2月10日のご面談要請をご承知頂けないようすで了承致します。

しかしながら、吉岡部長様は当時本件直接のご担当者ではなく真実をご存じではありません。当社は、本件に直接深く関わられた貴殿にお尋ね致したく思います。

添付吉岡部長様の文面では、条件面で折り合いがつかず当社が御行からのローンを断ったと記述されています。処が、ご承知のように、当社は御堂筋共同ビル開発特定目的会社(以下「TMK」と言います)の重要事項を決定する権限は当初から一切ありません。地主と優先出資者としての意見は、三菱地所に再三申し上げましたが、三菱地所は特定資産管理受託者としての権限とTMKのマジョリティ所持者として、当社の意見を全て否定されて来ました。三菱地所と御行の間にどのようなやり取りがあったのか当社は一切聞かされませんでしたが、当時三菱地所から、御行がローンを断られたと聞かされておりました。

又、ご存知の通り、御行も旧大和証券SMBC同様、2007年(平成19年)7月31日付定期借地権設定契約書の諸条件を、三菱地所にだまされて同意されたとは言え、2007年(平成19年)7月末頃のEメールにて、旧大和証券SMBC経由で当社宛に上述の定期借地権設定契約書を事前に承認された事は紛れもない事実であります。添付御行吉岡部長の2012年(平成24年)2月1日付文面は事実と異なりますので訂正をお願いします。

なお且つ、吉岡様にお聞きしたいことは、2007年（平成19年）9月以降のことではなく、御行が三菱地所と親密に且つ頻繁にローン交渉をされていた当時のことであり、又御行不動産ファイナンス部が当社を三菱地所に紹介され当社が莫大な損害を被りました。この点でのご感想もお伺いしたくお願い致します。同時に、2007年（平成19年）9月5日、貴殿が当時の天満橋支店法人部長を同伴され御行のミスについて謝罪に来たと仰いましたが、その謝罪の内容も伺わずにお引き取り頂きましたので、その詳細についてもお差支えなければお伺いしたいと思っています。

更に、本件三菱地所とのトラブルは、前便でもお知らせの通り最悪事態に突入する可能性が大きくなっています。そのような事態に至った時は、吉岡史人様や御行の当時のご担当者達に公的場所において大変お手数をおかけ致しますが、証拠に基づく真実の証言をお願い申し上げます。さりとて当社はこのようなご迷惑を防ぎこのトラブルに御行を巻き込みたくないと考え、貴殿との面談をお願いしている処です。

吉岡様にはいつなら（来月）お目にかかるか、上記理由をご理解頂き、再度ご面談を要請致します。

敬具

cc: 三井住友銀行 頭取兼最高執行役員 國部 育 様 (簡易書留送付)
当時のご関係者

大和証券キャピタルマーケット
当時のご関係者

2012年2月7日

株式会社三井住友銀行
頭取兼最高執行役員
國部 豪 様

〒541-0041 大阪市中央区北浜3丁目1番22号
あいおい損害保険屋橋ビル10階
大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄



拝啓 貴社益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、同封の書面を再度御行吉岡史人様にご送付申し上げました。ご参考までにご一読頂ければ幸甚です。

敬具

平成24年3月5日

大阪府大阪市中央区北浜3丁目1番22号
あいおい損保淀屋橋ビル10階
大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄 様

東京都千代田区大手町1丁目2番3号
株式会社三井住友銀行
不動産ファイナンス営業部長
吉岡 靖二



拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、貴殿より弊部 吉岡史人および頭取兼最高執行役員 國部毅宛に平成24年2月7日付けの書面を頂戴いたしました。

同書面にて、貴殿より、貴社の保有する土地の開発事業（以下「本件開発事業」といいます。）に関わっていた弊部 吉岡史人にお尋ねしたいとのご要望を頂戴しておりますが、弊行を代表いたしまして、弊職よりご回答させていただいているものです。

弊行といたしましては、平成24年2月1日付け書面にてご説明させていただきましたとおり、貴殿と三菱地所株式会社様他関係者間で民事調停等の法的手続きが行われている状況下、一方の当事者である貴殿と面談することは適切ではないとの考えに変わりはございません。

何とぞご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

2012年3月12日

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

株式会社三井住友銀行

頭取兼最高執行役員

國部毅様

123-18
67114-2

東京都千代田区大手町1丁目2番3号

株式会社三井住友銀行

不動産ファイナンス営業部長

吉岡靖二様

123-18
67115-3

大阪市中央区北浜3丁目1番22号

あいおい損保淀屋橋ビル

大洋リアルエステート株式会社

代表取締役社長

堀内正雄



拝啓　益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

早速でございますが、この紛争に貴行を巻き込みたくないとの当社の厚意から、当時の事情を直接ご担当者よりお聞きしたく再三に亘ってお願ひして来ました。処

が貴行は義務を果たされないばかりか、関係ないと言う立場を明確にされました。このような不誠実な態度を取り続けられると、最悪の可能性は、三菱地所一社にとどまらず貴行も同様に扱わなければならなくなります。

下記のごとく、再び質問致します。折り返しご回答願います。

当社が土地を賃貸し一部優先出資を（当時）行う、三菱地所による不動産開発事業に対して行われる予定であったノンリコースローン契約の担保権対象として2007年（平成19年）7月31日付にて契約しました定期借地権設定契約書について、当社としては以下の問題があったものと認識しております。

1. 貴行不動産ファイナンス営業部による契約締結における事前説明の不足、
2. および当該契約の関係者に対する当社同意の予定ありとの虚偽説明による契約調印への誘導、
3. 当該契約締結30分後に貴行からの大幅な条件悪化となる契約書への条件変更

3.12
12

要請、および当該変更についての事由・説明の不足、

4. 当該変更拒否時における貴行からの「今後取引先を紹介しない」との金融機関の優越的地位の濫用となる行為、

5. 変更拒否にともなうノンリコースローン回避への誘導（原契約書条面の維持を選択させない態度）、

6. 当社から貴行への強い苦情を申し入れるも「事務的ミス」を理由として上記背景を一切勘案しない対応、

（顧客クレームに関する金融庁報告もしていないものと考える）

7. 2012年（平成24年）1月24日付当社から貴行当時担当者（吉岡史人様、現在貴行不動産ファイナンス営業部）からの当時の経緯説明依頼に対し、2012年（平成24年）2月1日付書面にて貴行不動産ファイナンス営業部吉岡靖二部長様から「当時大洋リアルエステート様からの調達希望取り下げおよびその後関与なく、又三菱地所と大洋リアルエステートの係争中の状況も踏まえ、現在説明する事はできない」との説明義務回避の回答あり。

郵便局印
2010.3.12

与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢に記載される契約締結の客観的合理的理由の説明及び顧客への説明体制・苦情処理機能、およびそれらの金融庁への報告などの必要行為に不足すると考え、銀行の健全かつ業務運営の基本原則に反していると認識します。

貴行虚偽説明あるいは十分なる説明不足な中で締結された定期借地権設定契約が現在の御堂筋共同ビル開発特定目的会社の三菱地所による偽装破産への起因になつていいるもしくは綿密な因果関係があるものと考えます。貴行から当該契約締結当時のご担当者からしきるべき説明を再度求めます。当社希望はあくまで契約当時の事実確認であり、貴行からの誠意ある対応です。2012年（平成24年）3月20日までにしきるべきご対応がない場合には金融庁監督局銀行第一課に経緯および貴行対応問題について相談し、直接貴行へのヒアリングを依頼したいと思ひます。

敬具

この郵便物は平成24年3月12日
第 号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します 郵便事業株式会社



.3.12
8-12

大阪市中央区北浜3丁目1番22号

あいおい損保淀屋橋ビル10階

大洋リアルエステート株式会社

代表取締役社長 堀内正雄 殿

前略 当職らは、株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）の依頼により、当行を代理して、貴社より送付のありました2012年3月12日付の文書（以下「本件文書」といいます。）につき、以下のとおりご回答いたします。

本件文書において、貴社は、貴社が保有する土地（以下「本件土地」といいます。）を賃貸して行う不動産開発事業（以下「本件不動産開発事業」といいます。）に際し、当行に説明不足があり、また、当行が突然の契約条件の変更、虚偽説明、問題ある発言・対応等を行ったと指摘し、本件不動産開発事業の当行担当者において、しかるべき説明を行なうよう要求されております。

しかしながら、本件にかかる経緯は以下のとおりであり、貴社の主張するような事実はございません。

すなわち、平成18年10月頃、当行は、本件土地の活用を計画していた貴社に対し、三菱地所株式会社（以下「三菱地所」とい

います。)を紹介いたしました。そして、平成19年4月2日、貴社は、三菱地所との間で本件不動産開発事業にかかる基本合意書を締結し、本件不動産開発事業の具体的な検討を開始されました。また、当行も、本件土地の定期借地権を取得する特定目的会社(以下「本件特定目的会社」といいます。)に対するノンリコースローン(以下「本件ノンリコースローン」といいます。)を行うことを視野に、三菱地所及び本件不動産開発事業のファイナンシャルアドバイザーとなつた大和証券SMB株式会社(以下「大和証券SMB」といいます。)を通じて、貴社との間で本件ノンリコースローンに関する交渉を開始いたしました。

当行は、貴社に対して、同年4月27日には大和証券SMB、同年7月3日には大和証券SMB及び三菱地所を通じて、ノンリコースローン提案書(以下「提案書」といいます。)を送付し、本件特定目的会社が貴社に対して有する保証金返還請求権並びに本件土地上の借地権及び本件土地上の建物に対する担保権設定等(以下「本件担保条件等」といいます。)につきご説明いたしました。

また、当行は、貴社と本件特定目的会社

の間で締結する定期借地権設定契約（以下「本件定期借地権設定契約」といいます。）上に、本件担保条件等を定める覚書（以下「本件覚書」といいます。）が本件定期借地権設定契約に優先するとの規定を求めました。もつとも、これに対して、貴社が本件担保条件等は本件覚書に規定する方が合理的であると主張されたため、本件定期借地権設定契約上は本件覚書が本件定期借地権設定契約に優先することは規定されないととなりました。

同月25日、当行は、同月3日に送った提案書の貸付金額等のみを修正した提案書を、三菱地所、貴社及び大和証券SMB-Cに対して送付し、各当事者に対し、その内容の確認を求めました。その後、同月31日、貴社と本件特定目的会社は、定期借地権設定契約を締結しております。

同年8月3日、大和証券SMB-Cが本件覚書を送付したところ、貴社は、当行が本件覚書により本件定期借地権設定契約の内容を一方的に変更したことを理由に、借入先を変更する旨の意思を示し、当行は、やむなく本件不動産開発事業への関与を断念いたしました。当行は、同年9月、直接貴社をご訪問の上、本件担保条件等の交渉に

関する経緯につき説明いたしましたが、それ以後は本件不動産開発事業に関与しておりません。

上記のとおり、当行は、本件ノンリコースローンにかかる担保条件につき、提案案書記載のとおり、貴社に対し説明を行つていただいたものです。実際に、本件定期借地権設定契約の規定にかかる貴社と当行のやりとりからしても、当行としては、貴社は本件覚書を締結することを了解していたものと理解しております。このように、当行は突然担保条件を変更したものではなく、また、当行に説明不足や虚偽説明があつたものでもございません。当行が貴社に対し平成24年2月1日付書面をお送りしたことは事実ですが、当行は、本件不動産開発事業につき貴社と三菱地所との間で法的手続の行われている等の状況を踏まえて、貴社のご要請をお断り申し上げたものです。加えて、当行の担当者らが、「今後取引先を紹介しない」「事務的ミス」等の発言を行ったこともございません。

当行としては、既にご回答を差し上げておりますとおり、当行が貴社と面談することは適切でないと考えております。つきましては、貴社のご要望するご面談について

平成 24.5.7
郵便局印

は応じられませんので、何卒ご理解のほど
よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本件に關しましては、貴社より、
當行の役員等宛に、書面をご送付いただい
ておりますが、今後、本件に關する一切の
ご連絡につきましては、当職ら宛にいただ
きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

草々

平成 24 年 5 月 7 日

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
有楽町電気ビルディング北館9階
弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所
TEL 03-5288-1021
FAX 03-5288-1025
株式会社三井住友銀行代理人
弁護士 (担当) 谷 健太郎



同

井上 真一郎



同

(担当)

大浦 智美



同

伊達 高志郎



郵便認証司

平成24年5月 7日

この郵便物は 平成24年5月 7日 第
1105490637号
審留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

24.5.7
2-13